

特別養護老人ホーム有明園利用料金表

令和6年8月1日～

(1) 施設サービス費

1) 介護サービス費

1日あたり

要介護度	従来型	ユニット	備考
要介護1	589単位	670単位	※地域区分(7級地) 1単位=10.14円 左記の月額単位数と各加算単位数合計に 10.14を乗じた金額がサービス費の合計と なります。
要介護2	659単位	740単位	
要介護3	732単位	815単位	
要介護4	802単位	886単位	
要介護5	871単位	955単位	

※前年の所得に応じて負担割合(1割～3割)が異なります。負担割合は「介護保険負担割合証」に記載されています。

2) 加算

1日あたり

	サービス内容	算定項目	単位数
体制加算	日常生活継続支援加算1	(従来型)新入所のうち重度者の割合が一定以上あり、介護福祉士が利用者に対して6:1	36単位
	日常生活継続支援加算2	(ユニット)新入所のうち重度者の割合が一定以上あり、介護福祉士が利用者に対して6:1	46単位
	看護体制加算Ⅰイ	常勤の看護師を配置している場合	6単位
	看護体制加算Ⅱイ	看護職員の配置が基準より1人以上回り、かつ24時間連絡体制を確保した場合	13単位
	夜勤職員配置加算Ⅰイ	(従来型)夜勤を行う介護職員の数が基準より1名以上回る場合	22単位
	夜勤職員配置加算Ⅱイ	(ユニット)夜勤を行う介護職員の数が基準より1名以上回る場合	27単位
	個別機能訓練加算Ⅰ	機能訓練指導員を配置し、個別に作成した機能訓練計画を計画的に実施した場合	12単位
	個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省へ提出し、実地の為に情報を活用した場合	20単位/月
	科学的介護推進体制加算Ⅰ	ADL、栄養状態、口腔機能、認知症等の情報を厚生労働省に提出、サービス提供のために有効活用した場合	40単位/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	(介護サービス費+各種加算)×14%が加算されます		
対象者加算	初期加算	入所日から30日間および30日以上入院して再入所した場合	30単位
	口腔衛生管理加算Ⅰ	歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、月2回以上口腔ケアを行った場合	90単位/月
	経口維持加算Ⅰ	摂食障害で誤嚥が認められ、医師の指示により経口維持に取り組んでいる	400単位/月
	経口維持加算Ⅱ	経口維持加算Ⅰを算定し、多職種協働の取り組みに医師等が参加した場合	100単位/月
	療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を医師の指示に基づき提供した場合、1日に3回を限度	6単位/回
	特別通院送迎加算	透析を要する入所者で、送迎が困難でやむを得ない事情があり、月に12回以上通院の為に送迎を行った場合	594単位/月
	外泊時費用加算	入院した場合や居宅に外泊した場合、1月に6日を限度として算定	246単位
	若年性認知症入所者受入加算	64才未満の若年性認知症の方を受け入れた場合	120単位
	再入所時栄養連携加算	入院前と大きく異なる栄養管理が必要となり、当該医療機関と相談した上で計画を作成した場合	400単位(1回限り)
	看取り介護加算Ⅱ	看取り介護の体制を整備して、施設内で看取りをした場合(死亡日以前31日～45日以下)	72単位
		看取り介護の体制を整備して、施設内で看取りをした場合(死亡日以前4日～30日以下)	144単位
		看取り介護の体制を整備して、施設内で看取りをした場合(死亡日以前2日又は3日)	780単位
		看取り介護の体制を整備して、施設内で看取りをした場合(死亡日)	1,580単位
	配置医師緊急時対応加算1	体制を確保し、配置医師が求めに応じ、通常の勤務時間外に施設を訪問し、診療を行った場合	325単位
配置医師緊急時対応加算2	体制を確保し、配置医師が求めに応じ、早朝・夜間に施設を訪問し、診療を行った場合	650単位	
配置医師緊急時対応加算3	体制を確保し、配置医師が求めに応じ、深夜に施設を訪問し、診療を行った場合	1,300単位	
安全対策体制加算	外部研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている	20単位(入所時1回)	

※ 職員の配置状況等により加算変更があります。その場合は事前に負担額を通知します。

(2) 利用者の負担軽減について

1) 社会福祉法人等利用者負担軽減

対象費用	施設サービス費 居住費 食費
減額割合	利用者負担額の25/100(高齢年金受給者等は50/100)、100/100(生活保護受給者)

・対象の方は「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」をご提示ください。(低所得で特に生計が困難な方)

2) 高額介護サービス費

・介護保険サービスを利用した時の1割～3割の合計額が、負担上限額を超えた場合、市町村に申請をすると上限額を超えた分を「高額介護サービス費」として市町村から支給されます。詳しくはく区役所にお問合せ下さい。

(3) 居住費

1日あたり

	利用者負担1段階	利用者負担2段階	利用者負担3段階	利用者負担4段階
従来型	0円	430円	430円	915円
ユニット	880円	880円	1,370円	2,066円

(4) 食費

1日あたり

負担段階	利用者負担1段階	利用者負担2段階	利用者負担3段階	利用者負担4段階
従来型・ユニット	300円	390円	① 650円	1,680円
			② 1,360円	

(5) その他の日常生活に要する諸費用

種別	内容	自己負担額	
理美容代	・定期的に理美容店の出張サービスがあります。	実費	
電気製品等持ち込み料	・テレビ、ラジカセ、パソコン、携帯電話等個人の電気製品等を持ち込んだ場合。 充電式電気カミソリは除外します。なお、1品増えるごとに500円とします。 ・入所、退所月は日割りとします。	2品まで月1,000円	
お預かり代	・契約終了後、6か月を限度に私物を預かる場合。ただし、大きさと数量により金額が異なります。また、その際の保管保障に関しては責任を負えません。	月1,000～3,000円	
日常生活品等処分手数料	・10kg入りみかん箱程度の大きさが4箱以内 ・粗大ゴミ	1,000円 実費	
新聞・雑誌代	・外注納入が可能な物で個人が利用した場合	実費	
クリーニング代	・園で洗濯できない特殊な私物の衣類のクリーニング	実費	
レクリエーション等代	・誕生会、行楽、ショッピング、アトラクション他	無料	
健康管理費	・インフルエンザ予防接種代等 ・施設内の医務室又は協力医療機関の医療費	実費 自己負担額実費	
日常生活品の購入代行	・必要に応じて日用品購入のお手伝いを行います。	無料	
特別な食事	・個人の希望により特別に用意する食費	通常料金に300円加算(回)	
	・個人の希望による喫茶代	100円/日	
振替手数料	・利用料金口座振替の場合	100円	
金銭管理サービス	・金銭の管理が明らかに困難な場合に限り行います。	月500円	
	管理する金銭の形態		園が指定する金融機関の現金通帳
	印鑑保管場所		事務所金庫
	通帳保管責任者		生活相談員
	印鑑管理責任者		庶務主任
*別途、金銭出納管理契約書を結んでいただきます。			

(6) 利用料金の支払い

- ・毎月末日(土、日、祝日の場合は翌月初めとなります)サービスを利用した翌々月に利用料等の請求書を送付します。振替の場合は、発送月の翌月15日に指定の口座より振替となります。(銀行休業日の場合は翌日)
- ・振込の場合、振込手数料は入居者負担となります。また、領収書は入金確認後、翌月の請求書と共に送付します。